

○水道使用水量の認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号）第26条第1号及び第2号に規定する使用水量の認定にあたり、その認定基準及び事務処理の手続を定め、もって料金負担の公平及び認定事務の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 推計使用水量 メータの異常等により使用水量が不明又は検針不能の場合において、一般社会通念上合理的な方法で推計した使用水量をいう。
- (2) 指示使用水量 市のメータにより計量された水量をいう。
- (3) 誤差水量 指示使用水量に器差を乗じて得た水量をいう。

(認定の対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に、使用水量を認定する。

- (1) メータに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 検針に誤りがあったとき。

(認定基準)

第4条 使用水量は、推計使用水量をもって認定する。

(推計方法)

第5条 推計使用水量の認定は、原則として前年同月調定の水量をもって行う。ただし、前年同月調定水量が現在の使用状況と異なっているとき、又は不適當なときは、次の各号にいずれかにより行うものとする。

- (1) 修理後の実績水量に基づいて推計した水量
- (2) 前回調定水量
- (3) 前年度の平均水量
- (4) 指示使用水量から誤差水量を控除した水量

(認定手続)

第6条 使用水量の認定は、水道使用水量認定決議書（第1号様式）により行い、水道水量認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

部 長	課 長	課長補佐	係長	係	連 帯	公印使用

年 月 日

水 道 使 用 水 量 認 定 決 議 書

下記に記載する者の使用水量を、大府市水道事業給水条例第 2 6 条及び水道使用水量の認定要綱に基づき認定してよろしいか。

大府市水道事業

大府市長

水 栓 番 号		調定年月区分	年度 月 回分
装 置 場 所	大府市 町		
使用 者 氏 名			
認 定 理 由	1. メータ器不動のため〔 月 日検針・使用水量 m ³ 〕 2. メータ器過動のため 3. メータ器（屋内側パッキン）漏水のため 4. 検針誤りのため 5. 検針不能のため（盛土・車の下等） 6. その他（ ）		
水量推計方法	1. 前年同期 2. 前期水量 3. 前年度平均水量 4. 部長指示水量 5. 修理後実績水量 (m ³ ～ m ³ 、 月 日～ 月 日) 6. その他（ ）		
認定使用水量	m ³ (m ³ ÷ 日間× 日)		
料金算定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
過去使用水量	検 針 月	使用水量 m ³	検 針 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月

年 月 日

水道使用水量認定通知書

様

あなたの今回の水道使用水量につきまして、大府市水道事業給水条例第 2 6 条及び水道使用水量の認定要綱に基づき、下記のとおり使用水量を認定いたします。

大府市水道事業
大府市長

水 栓 番 号		調定年月区分	年度	月	回分
装 置 場 所	大府市 町				
使 用 者 氏 名					
認 定 理 由	1. メータ器不動のため〔 月 日検針・使用水量 m ³ 〕 2. メータ器過動のため 3. メータ器（屋内側パッキン）漏水のため 4. 検針誤りのため 5. 検針不能のため（盛土・車の下等） 6. その他（ ）				
水量推計方法	1. 前年同期 2. 前期水量 3. 前年度平均水量 4. 部長指示水量 5. 修理後実績水量 （ m ³ ～ m ³ 、 月 日～ 月 日） 6. その他（ ）				
認定使用水量	m ³ （ m ³ ÷ 日間× 日）				
料金算定期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
過去使用水量	検 針 月	使用水量 m ³	検 針 月	使用水量 m ³	
	年 月		年 月		
	年 月		年 月		
	年 月		年 月		